

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
発行人 佐川正孝
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2023
VOL.659

6



初夏の雄国沼(福島県)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2023 6月号 CONTENTS●

令和5年度全国安全週間実施要項	2	全国産業安全衛生大会	14
令和4年県内の労働災害発生状況	5	「令和6年3月新規学校卒業者の 就職に関する申し合わせ」が決まる!	15
令和5年度茨城労働局 安全衛生行政の重点事項	6	マスクフィットテスト実施者養成研修のご案内	15
第14次労働災害防止推進計画	8	県内の労働災害発生状況	15
労働保険の年度更新手続きはお早めに	10	令和5年死亡災害発生状況	15
令和4年賃金構造基本統計調査の結果	11	講習会のご案内	16
アルバイトの労働条件を確かめよう! キャンペーン中です	12		
茨城働き方改革推進支援センターのご案内	13		

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主催者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策 (STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

- ア 暑さ指数 (WBGT) の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10(1)～10(3) ④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和4年 県内の労働災害発生状況 ～死亡災害は前年比で36.4%の増加～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、県内における令和4年の労働災害発生状況を以下のとおり取りまとめました。

この結果、昨年1年間の休業4日以上之死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く速報値)は、3,035人(前年比-65人、-2.1%)となり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少していますが、ここ数年は増減を繰り返しています。

業種別にみると、製造業が849人(全体の27.9%)、次いで陸上貨物運送事業419人(同13.8%)、小売業319人(同10.5%)、建設業287人(同9.4%)の順となっており、この4業種で全体の6割を超えています。

また、労働災害の傾向としては、第三次産業での災害や、被災労働者のうち60歳以上の高年齢労働者が占める割合が増加しています。

このため、製造業、陸上貨物運送事業、小売業、建設業等においては、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」が多く発生しており、重要な課題となっています。

死亡災害は前年比で8人増加の30人となり、業種別では、建設業で12人(全体の40.0%)、製造業で8人(同26.6%)、陸上貨物運送事業で4人(同13.3%)、

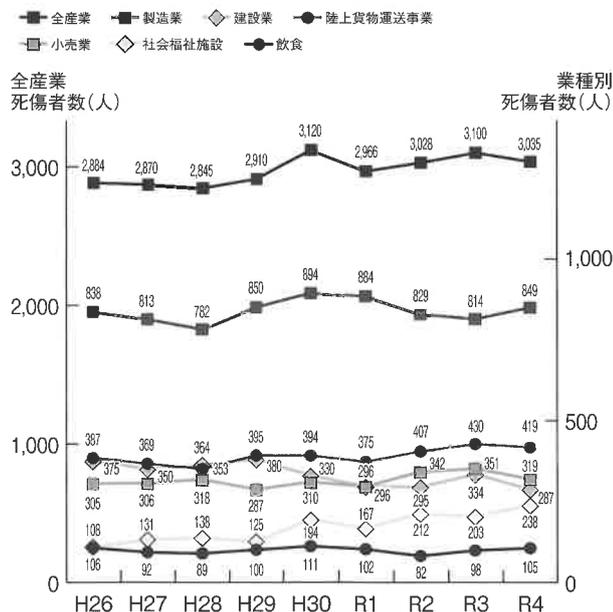
その他で6人の順となっています。

死亡災害を事故の型別でみると、機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」が8人(全体の26.6%)、「交通事故」が6人(同20.0%)、高所作業時の「墜落・転落」が5人(同16.6%)、「高温・低温の物との接触(熱中症)」が3人(同10.0%)の順となっています。

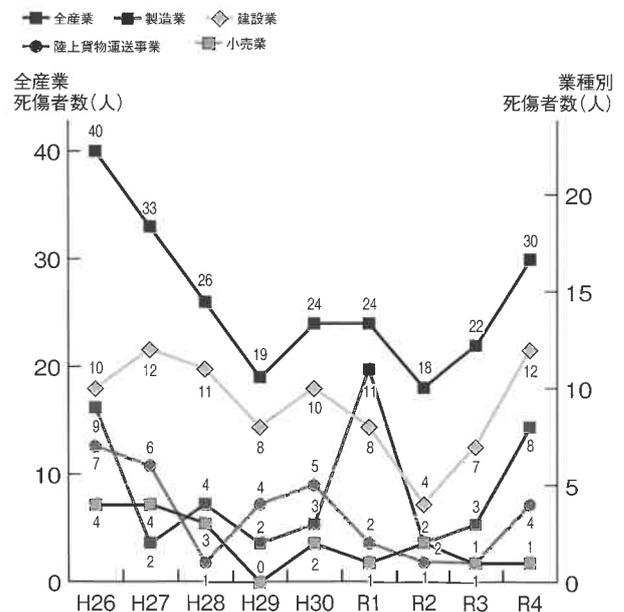
このような状況を踏まえ、令和5年度は茨城労働局の第14次労働災害防止推進計画の初年度に当たり、同計画に基づき、労働災害の多発業種を中心とした労働災害防止対策を推進するとともに、増加傾向にある第三次産業での災害や、被災労働者のうち60歳以上の高年齢労働者の災害を防止するため、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知、外国人労働者に対し労働者が内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施についても、重点として推進することとしています。

各事業場の皆様におかれましては、作業前に必ず、職場に潜む危険性等を除去するためのリスクアセスメントを実施する等により、事前に対策を充実させ、関係者が一丸となった労働災害防止のための取組を強化していただきますようお願いいたします。

茨城県の労働災害発生の推移
(休業4日以上死傷災害)



茨城県の労働災害発生の推移
(死亡災害)



(注) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。資料出所：労働者死傷病報告(R4は速報値)

令和5年度 茨城労働局 安全衛生行政の重点事項

茨城労働局労働基準部健康安全課

1 現状と課題

(1) 茨城県内における労働災害発生状況

茨城県内における令和4年の労働災害による死傷者数(休業4日以上)は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、前年に比べ65人減少の、3,035人、うち死亡者数は30人で昨年に比べ8人増加しました。

業種別でみると、死傷者数は、製造業849人(前年814人、4.3%増)、建設業287人(同334人、14.1%減)、商業442人(同470人、6.0%減)、運輸交通業409人(同404人、1.2%増)、死亡者数は、建設業12人、製造業8人、商業1人、運輸交通業4人、その他で5人となり、建設業を中心に死亡災害が増加しました。

(2) 第13次労働災害防止計画の結果と第14次労働災害防止計画(以下それぞれ「13次防」「14次防」)

13次防では、死亡者数を12次防5年間累計に対し15%減少の130人未満とすること、死傷者数を平成29年比5%減少の2,764人以下とすること等を目標に取り組み、死亡者数は13次防5年間累計118人で目標を達成しましたが、死傷者数は5年間すべて12次防最終年より増加してしまいました。

13次防の結果を受け14次防では、災害件数等の結果的な目標だけではなく、例えば、「転倒災害防止対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。」等、事業主が具体的に取り組むべき内容を示した18項目からなるアウトプット指標を定め、死傷災害のさらなる減少及び死亡災害の撲滅を目指します。

また、過重労働、メンタルヘルス対策等労働者の健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策についてもアウトプット指標を定め「労働者が安全で健康に働くことができる職場」の実現を目指します。

2 労働災害防止対策、健康障害防止対策及び健康確保対策について

令和5年度は、14次防の初年度であることを踏まえ、次の事項を重点的に取り組むとともに、労働災害防止団体や業界団体等と連携しながら労働災害の減少に向けた取組を推進します。

(1) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

14次防においては効果的に労働災害を減少させるため、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備等を柱とした意識啓発を図ることを第一の重点対策としています。そのために、各種表彰や「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」の表彰制度等を周知・活用します。また、発注者や消費者・サービス利用者に対しても、事業者が行う安全衛生対策の必要性への理解を促していく必要があり、機会を捉えた周知を行います。

(2) 作業行動に起因する労働災害(行動災害)防止対策

小売業及び介護施設において転倒や腰痛等の行動災害が増加しているため、引き続き茨城県内のトップ企業を構成員とする協議会を設置・運営し、企業同士の情報交換や労働災害防止についての発信を行ない労働災害防止に関する気運の醸成を図ると共に、個別企業の課題発掘や取組実施等の支援を行います。

また、全産業を対象に、中高年齢の女性を中心に多い転倒災害防止対策として、転倒災害防止のためのチェックリストや視聴覚教材を活用した教育を促し、エイジフレンドリーガイドラインや骨粗鬆症対策の周知を図りつつ、発生態様に着目した具体的な対策を促進します。

さらに、職場における腰痛予防対策指針の周知を引き続き行い、特に介護・看護作業を行なっている事業場に対するノーリフトケアの促進を図ります。

(3) 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 建設業対策

墜落・転落災害は、建設業の災害全体の3割を占め、昨年も死亡災害が2件発生していることから、手すり先行工法の採用や墜落制止用器具の使用の徹底等に加え、令和5年度に施行される一側足場の範囲の

明確化等改正労働安全衛生規則の周知を図り、墜落・転落防止対策の強化を図ります。また、発注機関との連携により災害防止に取り組むほか、自然災害の発生に伴う復旧・復興工事での労働災害防止を図ります。

イ 製造業対策

はさまれ・巻き込まれ災害は、製造業の死傷災害において最も多く全体の4分の1を占め、昨年も死亡災害が発生していることから、食料品製造業、金属製品製造業を重点に、機械による災害防止を優先的課題として取り組みます。

ウ 交通労働災害対策

死亡災害のうち6件が交通事故であることから、全ての業種に対して、春秋の交通安全運動実施期間等の機会を捉えて「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図るなど、交通労働災害防止対策を推進します。

(4) 労働災害が増加している業種等への対応

ア 陸上貨物運送事業対策

死傷災害の7割を占める荷役作業中の災害防止のため引き続き「荷役作業の安全対策ガイドライン」と共に、令和5年度に施行を予定している昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大、テールゲートリフターによる荷役作業時の特別教育の義務化等の改正労働安全衛生規則の周知を図り、墜落・転落防止対策を中心に取り組みを強化します。

イ 高年齢労働者等の労働災害の防止

高年齢労働者の死傷災害に占める割合は年々増加し4人に1人となっているため、「エイジフレンドリーガイドライン」のさらなる周知指導の強化及び「エイジフレンドリー補助金」の活用促進を図ります。

ウ 外国人労働者の労働災害の防止

製造業を始めとして外国人労働者の災害が多発し、死傷年千人率が労働者全体のそれを大きく上回っている状況にあることから、労働災害防止に関する標識・掲示の徹底や、母国語の教材を使用した教育の実施など、外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施を指導します。

エ 熱中症の予防

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、建設業、警備業、製造業等、夏季に暑熱な環境で業務を行う事業者を中心に、熱中症予防対策の徹底を図ります。

(5) 特定地域等における労働災害防止対策

ア 鹿島臨海コンビナート地区における爆発・火災の防止対策

イ 日本中央競馬会美浦トレーニングセンターにおける災害防止対策

(6) 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策等

ア 過重労働による健康障害防止対策及びストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策

改正労働安全衛生規則の産業医への長時間労働者の情報提供、医師の面接指導のため、健診有所見者である労働者の情報提供等について引き続き周知を図り、長時間労働者の医師による面接指導、健康診断の実施及び結果に基づく事後措置等を徹底します。

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、高ストレス者に対する医師による面接指導、集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進します。また、労働者数50人未満の事業場については、茨城産業保健総合支援センター(以下「茨城産保」)によるストレスチェック制度導入の支援等を活用し、普及・啓発を図ります。

(7) 治療と仕事の両立支援

茨城産保等の関係機関と連携し、安全衛生大会等のあらゆる機会を捉え、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や好事例等を周知し、治療と仕事の両立支援の取組を推進します。

(8) 化学物質等による健康障害防止対策

化学物質のリスクアセスメントの実施の徹底を図ると共に、新たな化学物質規制として、リスクアセスメントに基づくばく露低減対策、ラベル表示・SDS交付対象物質の拡大、皮膚等へ直接接する防止等を内容とした改正労働安全衛生規則等が順次施行されることから、説明会等を通じ周知活動を強化します。

また、改正特化則(溶接ヒューム作業におけるフィットテスト等)、改正石綿則(建築物石綿含有建材調査者講習の受講等)及び電離則に定める眼の水晶体に係る適正な被ばく線量管理等の実施について、周知を図ります。

第14次労働災害防止推進計画(概要)

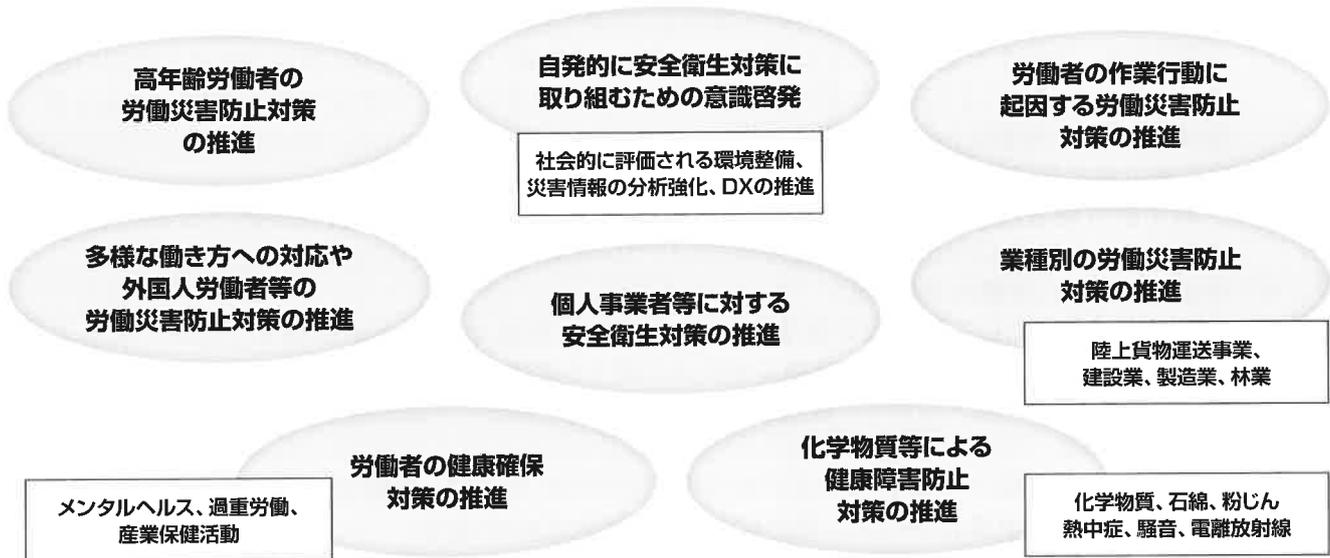
令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日

茨城労働局

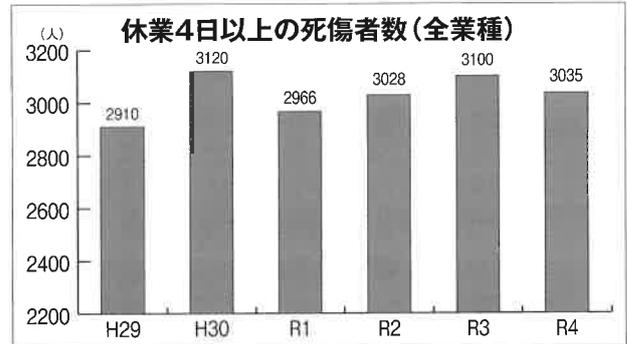
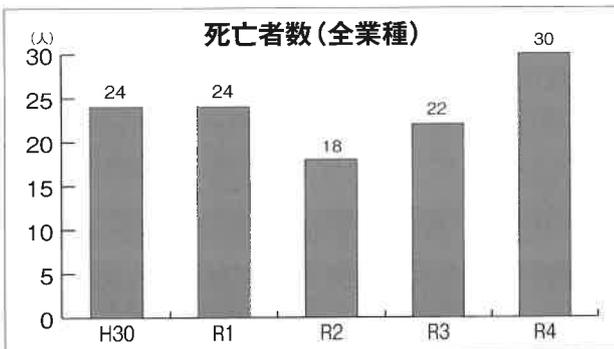
○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていきます。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保するとともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処します。

○ 8つの重点対策



【第13次防期間中の茨城県内の労働災害の発生状況】※新型コロナウイルス感染症によるものを除く。



計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備(安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知)
- ・労働安全衛生におけるDXの推進(ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討) 等

労働者(中高年齢の女性を中心に)作業行動に起因する労働災害防止対策推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高齢労働者の労働災害防止対策推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づく対策の促進(エッセンス版の作成等による周知啓発)

労働者の健康確保対策推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (県内転倒災害 死傷千人率 0.47 平均休業日数 44.0日)	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。(再掲) ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 (県内社会福祉施設 腰痛件数 68件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 (県内60歳代以上 死傷年千人率 2.10)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 (県内外国人 死傷年千人率 5.76)	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。 (県内陸上貨物運送業 死傷者数 409件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる(388件以下)。
<ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 (県内建設業 死亡者数 12人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる(10人以下)。
<ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 (県内製造業 機械によるはさまれ巻き込まれ 死傷者数 150件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる(142件以下)。
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 (県内林業 死亡者数 0人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる(0人の継続)。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 (全国 週60時間以上の雇用者の割合 8.8%) (全国 自分の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合 53.3%)	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 (県内 13次防期間中の化学物質関連災害 死傷者数 81件)	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連する強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる(76件以下)。
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 (県内 13次防期間中の熱中症 死亡者数 5人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率[※]を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる(4件以下)。 <small>※当期計画間の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</small>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待されます。

死亡災害：2022年と比較して2027年に5%以上減少
死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2022年と比較して2027年までに減少に転ずる

(注) 上記県内の数値は2022年の速報値

労働保険の年度更新手続きはお早めに ＜受理相談会を開催いたします＞

令和5年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、令和5年6月1日(木)から令和5年7月10日(月)までが申告期間となります。送付される「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等では、下記のとおり受理相談会の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染防止対策には万全を期しておりますが、感染拡大防止の観点から、労働保険年度更新コールセンター(0120-665-776 開設期間5月30日(火)～7月21日(金)まで)等による電話相談、電子申請の積極的な活用をお願いいたします。

令和5年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月6日(木)	10:00～16:00	大子町中央公民館 第4研修室(久慈郡大子町池田2669)
	7月7日(金)	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室(常陸太田市中城町3210)
	7月10日(月)	9:00～16:00	茨城県産業会館 中会議室B(水戸市桜川2-2-35)
日 立	7月7日(金)・10日(月)	9:00～16:00	日立労働基準監督署 1階会議室(日立市幸町2-9-4)
	7月10日(月)	9:30～15:30	ハローワーク高萩 2階会議室(高萩市本町4-8-5)
土 浦	7月5日(水)・6日(木)・ 7日(金)・10日(月)	9:00～16:30	土浦労働総合庁舎 3階会議室(土浦市宍塚1838)
筑 西	7月7日(金)・10日(月)	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室(筑西市下中山581-2)
古 河	7月7日(金)・10日(月)	9:00～16:00	古河労働基準監督署 2階会議室(古河市東3-7-32)
常 総	7月7日(金)・10日(月)	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室(常総市水海道淵頭町3114-4)
龍ヶ崎	7月7日(金)・10日(月)	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室(龍ヶ崎市川原代町四区6336-1)
鹿 嶋	7月7日(金)・10日(月)	9:00～16:30	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室(鹿嶋市宮中1995-1)

お越しの際は、申告書のほかに次の資料をご持参下さい。

○継続事業(建設事業、林業以外)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの保険料算定期間中に使用したすべての労働者に支払われた賃金額(支払義務が具体的に確定した賃金も含まれます。)が分かる資料

○一括有期事業(建設事業、林業)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に終了した工事に係る「工事台帳」、「工事請負契約書」、「伐採量・支払労務費明細書」等の資料

＜お問合せ先＞ 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで

茨城県の賃金(月額)は305,200円

～令和4年賃金構造基本統計調査の結果～

厚生労働省では、このほど令和4年賃金構造基本統計調査の結果の概要を取りまとめ公表しました。この調査は全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年7月に実施しています。

今回は、全国及び都道府県別の賃金(令和4年6月分)についての集計結果で、対象は抽出された10人以上の常用労働者を雇用する民間企業です。また、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、昨年から、外国人労働者の賃金を集計しています。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。「令和4年賃金構造基本統計調査 結果の概況」で検索してください。

1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)(全国)(注1)(注2)

男女計の賃金は、311,800円(前年比1.4%増)、男性では342,000円(同1.4%増)、女性では258,900円(同2.1%増)となっています。

2 短時間労働者の賃金(1時間あたり)(全国)(注1)

男女計は1,367円(年齢46.3歳、勤続年数6.5年)、男性は1,624円(年齢43.9歳、勤続年数5.6年)、女性は1,270円(年齢47.2歳、勤続年数6.9年)となっています。

3 外国人労働者の賃金(月額)(全国)(注1)

一般労働者のうち外国人労働者の賃金(月額)は、248,400円となっています。

4 茨城県の賃金(注1)

茨城県の一般労働者の男女計の賃金(月額)は、305,200円、男性では331,400円、女性では245,700円となっています。また、短時間労働者の賃金(1時間あたり)は、男性で1,502円、女性では1,164円となっています。なお、近隣都県の一般労働者の賃金(男女計)は下表のとおりとなっています。

一般労働者の賃金の推移(月額、単位:千円)

県	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
茨城県		305.9	299.8	300.7	298.7	301.0	295.4	305.2
栃木県		289.7	294.9	295.9	292.6	291.5	289.4	296.6
群馬県		281.7	282.4	281.9	287.4	286.2	282.4	284.4
東京都		373.1	377.5	380.4	379.0	373.6	364.2	375.5

(注1) 6月分として支払われた所定内給与額の平均値

(注2) 前年比差は、令和4年度と同じ推計方法で集計した令和3年度の数値を元に算出している。

事業主の皆さまへ

アルバイトの労働条件を確かめよう! キャンペーン中です。

～事業主として一度考えてみませんか? アルバイトのこと～



アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です!

- 雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起らないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。
- なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等(印刷できるもの)による明示も可能です。
 - ① 契約はいつまでか(労働契約の期間に関すること)
 - ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり(更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど)
 - ③ どこでどんな仕事をするのか(仕事をする場所、仕事の内容)
 - ④ 勤務時間や休みはどうか(仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど)
 - ⑤ バイト代(賃金)はどのように支払われるのか(バイト代の決め方、計算と支払の方法、支払日)
 - ※ バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
 - また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。
 - ⑥ 辞めるときのきまり(退職・解雇に関すること)



学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう!

- 大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入られた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。
- また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方向的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります!

- アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
- 就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。
- また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。
- さらに、アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。
- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません!

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方向的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません!

- アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃支払期における金額(月給制なら月給の金額)の10分の1以下でなくてはなりません。

お役立ち情報

ポータルサイト 「確かめよう労働条件」

【URL】<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

労働基準関係法令の紹介や、事案に応じた相談先の紹介を行うなど、労働条件の悩みの解消や、労務管理の改善に役立つ情報を掲載しています。

さらに事業主や労務管理担当者向けには、36協定等の届出書や就業規則の作成支援ツール、診断コンテンツを通じた長時間労働や労働災害防止のための情報を発信しています。



▲サイト QRコード

「労働条件相談ほっとライン」

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例をふまえた相談対応や各関係機関の紹介などを行う、電話相談です。

電話相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。匿名でも相談できます。

厚生労働省委託事業
(委託先:株式会社東京リーガルマインド)

電話 **0120-811-610**

月～金/17:00～22:00
土日祝日/9:00～21:00

【問い合わせ先】

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革」は、多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

(厚生労働省 茨城労働局 委託事業)

茨城働き方改革推進支援センター が、事業主の皆様を無料でご支援いたします!

悩める経営者のチカラになります!

女性活躍推進法?

育休改正?



ワン・ストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 時間外労働の上限規制対応
- 36協定の締結・届出
- 就業規則の作成・変更
- ハラスメント防止対策
- 年次有給休暇の取得義務
- 同一労働同一賃金
- 人材確保・人材育成
- 生産性向上と賃金引上げ
- 活用可能な助成金

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要請に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

無料 ご相談

当センター内で電話や来所相談を
行っています。

無料 個別訪問

希望日に専門家が貴社を訪問して
支援を行います。

無料 セミナー開催

働き方改革や法改正についての
セミナーを開催します。

茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2F

電話

0120-971-728

ファックス

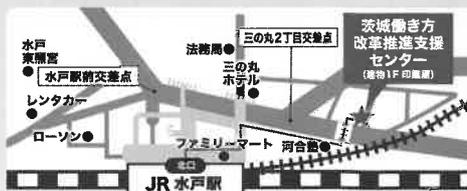
029-302-3472

E-mail

ibaraki@task-work.com

ホームページ

<https://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/top/consultation/ibaraki.html>



【センターまでの行き方】

JR 水戸駅改札フロアの北口を出て、右に進んで頂きます。右手にファミリーマートを見ながら地図記録の通りデッキを降りてまっすぐ進み、「三の丸 2 丁目」交差点を過ぎますと、右手に「河合塾水戸校」が見えます。少し過ぎたあたり、道路に横断歩道がありますので、渡ると、隣切左手前コインパーキングの手前に白い3階建てのビルが見えます。センターは当建物の2Fになります。

「茨城働き方改革推進支援センター」までお気軽にお問い合わせください。

第82回

全国産業安全衛生大会

参加申込
6月上旬より
受付開始
(予定)

大会テーマ
名古屋の地で掲げよう
安全・健康の旗印



開催期間 令和5年 9月27日(水) → 29日(金)

オンライン限定プログラム視聴期間：令和5年9月27日(水)～10月13日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場 総合集会：ポートメッセなごや (愛知県名古屋市)

分科会：ポートメッセなごや

参加費 一般 1名 16,500円(税込)
中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

同時開催 参加費無料 緑十字展2023 ポートメッセなごや

総合集会 特別講演



『スポーツで未来を創る
～ライフパフォーマンスの向上
のためにスポーツが果たす役割～』
スポーツ庁長官 室伏 広治氏

インターネットでのお申し込みは特設ウェブサイト(5月上旬オープン予定)からを予定しています。
詳しくは中災防ホームページ(<https://www.jisha.or.jp/taikai/>)をご覧ください。

【主催】 中央労働災害防止協会
【協力】 公益社団法人 愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会
建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
【協賛】 港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
【後援】 厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、愛知県、名古屋市、
一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、
日本労働組合総連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、
愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会、
日本労働組合総連合会愛知県連合会、公益社団法人愛知県医師会、愛知県社会保険労務士会、
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会
(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防

Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

「令和6年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

茨城県就職問題検討会議において、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。令和6年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

今年度から学校紹介・推薦の履歴書は、企業の意向で「手書き・PC・どちらでも可」に変更。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※詳しくはハローワークにお問い合わせください。

令和5年度マスクフィットテスト実施者養成研修の開催日程をご案内します! (一社)茨城労働基準協会連合会

- 【開催時期】** 第1回 令和5年7月21日(金) (学科) 令和5年7月24日(月) (実技)
第2回 令和5年10月6日(金) (学科) 令和5年10月10日(火) (実技)
- 【開催場所(実技)】** 第1回 茨城県産業会館研修室(茨城県水戸市桜川2-2-35)
第2回 当連合会中央安全衛生教育センター(茨城県水戸市渋井町堺橋263-1)
- 【募集定員】** 第1回 32名 第2回 32名
- 【申込方法等】** 学科はzoomによるオンライン方式で、実技は開催場所での集合方式で実施します。申込みは当連合会ホームページからの予約受付になります。それぞれ学科日の概ね40日前から予約受付を開始する予定です。詳細は当連合会のホームページをご参照ください。

県内の労働災害発生状況速報 (令和5年4月末現在)

業種別	令和5年	前年同期	業種別	令和5年	前年同期	
計	(8) 859	(12) 1,069				
製造業	(2) 216	(6) 254	運輸交通業	(2) 108	(1) 128	
鉱業	(0) 1	(1) 3	貨物取扱業	(0) 9	(0) 8	
建設業	(1) 84	(4) 101	農林業	(2) 16	(0) 17	
内訳	土木	(0) 25	(1) 21	畜産水産業	(0) 35	(0) 17
	建築	(1) 48	(2) 66	商業	(0) 100	(0) 126
	その他	(0) 11	(1) 14	その他	(1) 290	(0) 415

(注) ()内は、死亡者で内数

令和5年死亡災害発生状況

追加分

発生月 時間帯	職 年 経 験 年 数	種 類 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
				起 因 物	
3月 20~21時	管理者 60歳代 30年		自動車整備業	交通事故 その他の動力運搬機	顧客の板金修理車両を引き取るため、3tレッカー車を運転し、高速道路を走行中、渋滞していた前方の車両に追突した。

令和5年死亡災害発生状況

4月発生分

発生月 時間帯	職 年 経 験 年 数	種 類 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
				起 因 物	
4月 9~10時	貨物自動車運転者 20歳代 7か月		一般貨物 自動車運送業	交通事故 トラック	被災者が運転するトラックが中央分離帯に乗り上げ、その弾みで反対車線に進入し、反対車線を走行していた大型トラックと正面衝突した。
4月 13~14時	作業員・技能者 20歳代 0か月		プラスチック 製品製造業	墜落・転落 フォークリフト	トレーラーの荷台の端に、フォークリフトが乗り入れできる架台を設置して荷下ろしをしていたところ、架台がずれてフォークリフトごと荷台から転落した。

講習会のご案内 (令和5年6月中旬~7月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
6/20~21・22-23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/18~19・20-21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/25~26・27-28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
6/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/11~12	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/19~20	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
7/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
乾燥設備作業主任者		
6/26~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/12~14	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会・古河協会
ガス溶接		
7/13~14	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
7/29~30	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
玉掛け		
6/19~20・21-22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/22~23・24	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/6~7・8-9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/6~7・8-15	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
7/13~14・16-23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
フォークリフト運転(学科)		
6/21	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
7/1	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
7/2	平成館 (古河市)	古河協会
7/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
7/3	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/4	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/6	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/25	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
床上操作式クレーン運転		
7/20~21・22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/21~22・23	平成館 (古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転		
6/15~16・17	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
6/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/4~5	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
6/28~29	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/28~29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/5~6	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/10~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
6/29	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
7/3	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
7/10	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
7/16	平成館 (古河市)	古河協会
アーク溶接等の業務		
6/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
電気取扱業務(低圧)		
7/17	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
7/22-24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
6/23~24	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
7/13-15	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/18-19・20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

特定粉じん作業		
6/28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/15	平成館 (古河市)	古河協会
職長能力向上教育(製造業)		
7/12	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
職長教育		
6/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/28~29	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
7/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
6/26~27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/8~9	平成館 (古河市)	古河協会
7/25~26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/26~27	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習		
7/6~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/19~20	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
7/27~28	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
安全管理者選任時研修		
7/6~7	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
7/12~13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
ゼロ災研修会		
7/12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
KYTトレーナー研修会		
7/27~28	ワークヒル土浦 (土浦市)	連合会
衛生推進者講習		
6/19	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(製造事業場向け)		
6/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(取扱事業場向け)		
7/7	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止器具特別教育		
6/30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)		
7/4~5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)		
6/28~29	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(エクソ線作業主任者)		
6/26~27	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478